



1 结婚

1-2 结婚申报

结婚申报是指在结婚时向市区町村役所（政府）提交申报资料。不同的国家其婚姻成立的条件也不一样，日本人、外国人都必须满足其各自国家的婚姻条件。因此，对于外国人结婚的情形，必须提交可证明满足婚姻条件的婚姻条件证明书。

外国人的婚姻条件具备证明书可从在日大使馆、领事馆取得。如是外语记载，需同时提交附有翻译者签名与盖章的译文。如其国家不发行婚姻条件具备证明书，必须准备可替代此证明书的资料，详情请咨询所在地的市区町村役所（政府）。

所需资料	提交处/问讯处	提交时间	提交人
1 婚姻申报（表格可从市区町村役取得） 2 户口本誊本 1 份（日本人※） 3 婚姻条件具备证明书或者可替代证明的资料（外国人） 4 外国人登记证明书 5 护照等（可证明国籍的资料）	结婚双方之一的居住地， 或者日本人的本籍所在地的 市区町村役所（政府）	无限制	结婚的双方

※如需要，可在受理后领取婚姻受理证明书。

(1) 当事人一方为外国人时

对于日本人和外国人在日本结婚的情形，依据户籍法的规定需提交婚姻申报。在办理完日本方面的手续后，请向外国人的本国提交婚姻申报。此时因需婚姻受理证明书，所以当向日本方面提交婚姻申报时，请同时申请并领取受理证明书。此外，不同的国家手续办理方法也不一样，请咨询在日大使馆或领事馆等。希望在与日本人结婚后把居留资格变更为日本人的配偶者时，请咨询所在地的入国管理局。

● 婚姻申报的填写方法

婚姻申报的填写方法除了以下几点，其他各项与日本人相同。

当事者的姓名、出生年月、住所

按姓、名的顺序用片假名进行填写。姓与名字之间用句点隔开。出生年月可用公历。

住所为外国人登记证明书上所记载的住所。

本籍地

只需填写当事人的国籍

签名、盖章

仅签名亦可。





样本

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、窓口等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない住所に出すときは、戸籍抄本(個人事項証明書)、戸籍謄本(全部事項証明書)が必要ですから、あらかじめ用意してください。

		証 人		
署 名 印				印
生 年 月 日		年	月	日
住 所			番 地 番 号	
本 籍			番 地 番 号	

→ 「挙讀者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
妻父母についても同じように書いてください。

→ □には、あてはまるものに☑のようになるしをつけてください。
外国人と結婚する人が、まだ戸籍の挙讀者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内婚のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印をご持参ください。



(2) 当事人双方均为外国人时

对于外国人希望在日本结婚的情形，根据国家不同，其办理手续的方法也有所不同。请咨询各自国家的在日大使馆、领事馆。在日本的市区町村役所（政府）办理结婚手续时，请事先确认市区町村役所（政府）所需的资料（受理后即可领取婚姻申报受理证明书）。然后，也必须向各自国家提交申报。

(3) 结婚后的国籍

外国人并不因与日本人结婚而自动取得日本国籍。如希望取得日本国籍，必须获得法务大臣的归化（加入日本国籍）许可（请参照 [D其他各种申报3](#)）。